

名古屋市区政協力委員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第99号

名古屋市区政協力委員規則の一部を改正する規則

名古屋市区政協力委員規則（昭和43年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「住民」を「住民等（住民及び関係者をいう。）」に改め、同条第 4 項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。